

鳥取県被災者住宅再建支援条例

平成13年7月6日

鳥取県条例第40号

（目 的）

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者住宅再建支援事業 市町村の条例で定めるところにより、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、同表の右欄に掲げる交付定額（以下「交付定額」という。）以上の被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業をいう。
- (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、被災者住宅再建支援事業を行う参加市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、支援金の交付定額に交付を受けた者の数を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

（基金の設置）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第6条 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。

- 2 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が毎年度拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。
- 3 基金として積み立てる額の合計額は、50億円を目途とする。

（基金の管理）

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は第11条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができる。

2 前項の規定により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。

(参加市町村への報告)

第10条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を参加市町村に報告するものとする。

(参加の申込み等)

第11条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第6条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならない。

3 この条例の施行の日の属する年度（以下「当初年度」という。）に第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、第6条第2項の規定にかかわらず、当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委 任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表（第2条関係）

| 被災者住宅再建事業 | 交付対象者 | 交 付 定 額 |
|---|------------|---|
| (1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以 | 全壊住宅等の所有者等 | 全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約（所有者が自ら新築をする場合その他の契約を |

| 被災者住宅再建事業 | 交付対象者 | 交 付 定 額 |
|---|----------------------------|---|
| <p>下同じ。) その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)</p> | | <p>しない場合にあつては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p> |
| <p>(2) 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。)の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。)</p> | <p>全壊住宅等の所有者等</p> | <p>全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p> |
| <p>(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの</p> | <p>破損住宅等の所有者等</p> | <p>破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)</p> |
| <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業</p> | <p>知事が参加市町村に協議して別に定める者</p> | <p>知事が参加市町村に協議して別に定める額</p> |

鳥取県被災者住宅再建支援制度の概要

1. 概 要

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資するため、県及び市町村が共同で鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置し、被災地域の住宅再建支援を行います。

2. 対象とする被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもの、その他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので、知事が参加市町村に協議して指定したものです。

3. 基金の設置

基金は、県・市町村が共同で県に設置します。

市町村の加入については、各市町村の判断で任意とします。県は、加入する市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出します。

なお、鳥取県が県内市町村と共同して造成する基金額と同額の助成が国から行われ、これが基金に拠出されることを期待します。

4. 基金の概要

(1) 拠出目標金額：50億円

(2) 拠出年数：25年

その間対象となる災害があった場合には、基金総額が50億円に到達するまで。

※ 国からの拠出金50億円を別途期待します。

(3) 県と市町村の拠出割合：各 1 / 2

(4) 支給対象：住宅建設及び住宅補修

(5) 補助金額：補助基本額の8割を基金から補助

2割は被災時に別途県と被災市町村で負担

【補助対象限度額】

住宅建設 300万円 住宅補修 150万円

【補助基本額】

住宅建設 300万円 住宅補修 約117万円

※ 補助対象限度額は住宅復興補助金と同額です。補助基本額の住宅補修の額は、復興補助金で想定している個人負担額33万円を差し引いた額です。

5. 国全体の制度創設を働きかけ

この制度を全国的規模のものとすることによって、全国各地の被災地域の復興を支援できるよう、国に対して新たな仕組みの創設を働きかけていきます。

これが実現した場合には、鳥取県の基金はこれに合流するものとします。